

表彰等に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

(適用)

第1条 京都府警察における表彰、内賞及び褒賞等（以下「表彰等」と総称する。）の取扱いについては、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）によるのほか、この訓令の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）の行なう表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
 - (2) 賞詞
 - (3) 賞状
 - (4) 賞誉
 - (5) 感謝状
- 2 警察功績章は、警察職員として特に顕著な功労があると認められる者で、別に定める基準にあてはまる者に対して授与する。
- 3 賞詞は、警察職員として次の各号に掲げる事項のいずれかについて多大な功労があると認められる者に対して授与する。
- (1) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕
 - (2) 交通事故の防止
 - (3) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護及び救護
 - (4) 人命の救助
 - (5) 青少年の補導又は育成
 - (6) 警察業務に関する発見、発明、改善又は研究
 - (7) 勤務、技能、考査及び研修の成績
 - (8) 警察の信頼を高めた善行又は公衆接遇
 - (9) 事務の処理及び資料の収集
 - (10) 永年勤続
 - (11) 永年勤続による退職
 - (12) その他前各号に相応する事項
- 4 賞状は、前項各号（第10号及び第11号を除く。）に掲げる事項のいずれかについて顕著な業績があると認められる部署に対して授与する。
- 5 賞誉は、第3項各号に掲げる事項のいずれかについて功労があり、若しくは成績が優秀であると認められる警察職員又はその業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。
- 6 感謝状は、次の各号に掲げる事項について功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して贈呈する。
- (1) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕に関する協力
 - (2) 青少年の補導、育成又は環境の浄化
 - (3) 人命の救助

- (4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護及び救護に関する協力
- (5) 交通安全活動に関する協力
- (6) 前各号のほか警察業務に関する協力

(内賞)

第3条 本部長は、表彰の程度にいたらないもので、相当の功績もしくは業績があると認められる職員または部署に対して内賞を授与することができる。

(副賞の付与)

第4条 表彰（警察功績章を除く。）及び内賞には、別に定める基準に従い、賞金その他の副賞を付与する。ただし、必要がある場合は、その額を増減し、又は副賞を付与しない。

(表彰の制限)

第5条 表彰を受けるべき者が、表彰前に刑事事件に関して起訴され、または懲戒処分に付される等表彰することが不相当と認められる理由が生じたときは、表彰を行わないことができる。

(勤続年数の算定)

第6条 第2条第3項第10号に規定する永年勤続者及び同項第11号に規定する退職者の勤続年数の算定については、別に定める。

(表彰のそ及)

第7条 表彰等をうけるべき者が、表彰等の期日前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰することができる。

(表彰の上申)

第8条 部長（サイバー対策本部長及び市警察部長を含む。以下同じ。）及び所属長（以下「所属長等」と総称する。）は、表彰（警察功績章を除く。）にあてはまるものがあれば、速やかに上申しなければならない。

2 前項の表彰上申は、別に定める様式により、次のとおり行うものとする。

- (1) 職員については、その所属長が上申するものとする。ただし、所属を異にする2人以上の上申については、その功労の対象となつた事案を処理した所属長が行うものとする。
- (2) 部署については、主管の部長が上申するものとする。ただし、所属内の課、係等について上申する場合は、その所属長が行うものとする。
- (3) 警察部外の者及び団体については、その事案を処理した所属長が上申するものとする。

(表彰の審査)

第9条 前条の規定により上申された事案については、監察官室長が、表彰の要否、種類及び副賞の程度について審査し、関係の部長、次長、サイバー対策本部副本部長、参事官及び課長の合議を経るものとする。

(褒賞等)

第10条 所属長等は、規則及びこの訓令に反しない限度で、褒賞又は感謝状を授与し、賞金又はその他の副賞を付与することができる。

附 則

1 この訓令は、昭和38年6月1日から施行する。